

13 清総契第101号
平成13年6月26日
副 管 理 者 決 定

改正 平成14年3月20日13 清総契第244号
改正 平成15年3月27日14 清総契第343号
改正 平成17年4月1日17 清総経第11号
改正 平成18年3月31日17 清総経第586号
改正 平成18年7月11日18 清総経第190号
改正 平成21年3月11日20 清総経第471号
改正 平成22年3月26日21 清総契第281号
改正 平成23年9月15日23 清総契第256号
改正 平成24年3月9日23 清総契第479号

東京二十三区清掃一部事務組合契約事務協議会要綱

(目 的)

第1条 東京二十三区清掃一部事務組合契約事務協議会（以下「協議会」という。）は、東京二十三区清掃一部事務組合における売買、請負その他の契約の適正かつ円滑な執行を確保し、契約事務の厳正な処理を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 契約事務に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 契約事務に係る情報連絡に関すること。
- (3) 指名停止の措置に関すること。
- (4) 契約事務等に係る苦情申立てに関すること。
- (5) 暴力団等排除の措置に関すること。

第3条 前条に定めるほか、「談合情報取扱要綱」第3条第1項に規定する談合情報検討委員会の事務を行うため、次の事項を所掌する。

- (1) 談合情報の処理に関すること。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、会長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 会長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

総務部 総務課長

総務部 財政課長

総務部 契約管財課長

施設管理部 管理課長

建設部 計画推進課長

4 会長が特に必要と認めたときは、前項に掲げる職にある者以外の者を臨時委員とすることができる。

(会長の職務及び代理)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、必要の都度、会長が招集する。

2 協議会は、議事に関係ある者のみで開催することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部契約管財課において行う。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。